県章

三重県公報

平成29年4月28日（金）
第　2898　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	告　　示		
305	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	（地域福祉課）	2
306	生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	（同）	2
307	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	（同）	3
308	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	（同）	3
309	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による指定病院の指定	（障がい福祉課）	4
310	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による特定病院の認定	（同）	4
311	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による応急入院指定病院の指定	（同）	4
312	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	（農産物安全・流通課）	5
313	保安林の指定をする予定である旨の通知	（治山林道課）	5
314	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	（同）	6
315	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	（道路管理課）	6
316	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	（同）	7
	公　　告		
	軽油引取税に係る免税証を無効とした旨	（税収確保課）	7
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	（農地調整課）	8
	同件	（同）	9
	同件	（同）	9
	同件	（同）	10
	土地改良区の定款変更の認可	（同）	11
	基本測量が終了した旨の通知	（公共用地課）	11
	公共測量が終了した旨の通知	（同）	11
	同件	（同）	11
	同件	（同）	11
	同件	（同）	11
	同件	（同）	12
	開発行為に関する工事の完了	（建築開発課）	12
	特定調達公告		
	一般競争入札を行う旨	（警察本部）	12
	お知らせ		
	三重県県税条例施行規則に規定する証票の無効	（税務企画課）	15

告　　示

三重県告示第 305 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 29 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

指定介護機関の名称	申請（開設）者名	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
ケアプラン　元気の素	株式会社　元気の素	居宅介護支援	申請（開設）者の名称 事業所の名称	株式会社　元気ひろば ケアプラン　元気ひろば	株式会社　元気の素 ケアプラン　元気の素	平成 29 年 1 月 1 日
元気の素デイサービス	株式会社　元気の素	通所介護	申請（開設）者の名称 事業所の名称	株式会社　元気ひろば 元気ひろばデイサービス	株式会社　元気の素 元気の素デイサービス	平成 29 年 1 月 1 日
元気の素デイサービス	株式会社　元気の素	介護予防通所介護	申請（開設）者の名称 事業所の名称	株式会社　元気ひろば 元気ひろばデイサービス	株式会社　元気の素 元気の素デイサービス	平成 29 年 1 月 1 日
居宅介護支援事業所　あゆむ	株式会社デイサービスセンターあゆむ	居宅介護支援	所在地	尾鷲市光ケ丘 11 番 44 号	尾鷲市光ケ丘 1497 番地 2	平成 28 年 9 月 1 日
デイサービスセンターあゆむ	株式会社デイサービスセンターあゆむ	通所介護	所在地	尾鷲市光ケ丘 11 番 44 号	尾鷲市光ケ丘 1497 番地 2	平成 28 年 9 月 1 日
デイサービスセンターあゆむ	株式会社デイサービスセンターあゆむ	介護予防通所介護	所在地	尾鷲市光ケ丘 11 番 44 号	尾鷲市光ケ丘 1497 番地 2	平成 28 年 9 月 1 日
訪問介護事業所あゆむ	株式会社デイサービスセンターあゆむ	訪問介護	所在地	尾鷲市光ケ丘 11 番 44 号	尾鷲市光ケ丘 1497 番地 2	平成 28 年 9 月 1 日
訪問介護事業所あゆむ	株式会社デイサービスセンターあゆむ	介護予防訪問介護	所在地	尾鷲市光ケ丘 11 番 44 号	尾鷲市光ケ丘 1497 番地 2	平成 28 年 9 月 1 日

三重県告示第 306 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
訪問介護すまいる倶楽部	桑名市大仲新田 540-1　シティマンションエース 201 号室	株式会社リライアンス	桑名市大仲新田 540-1　シティマンションエース 201 号室	訪問介護	平成 29 年 2 月 28 日
訪問介護すまいる倶楽部	桑名市大仲新田 540-1　シティマンションエース 201 号室	株式会社リライアンス	桑名市大仲新田 540-1　シティマンションエース 201 号室	介護予防訪問介護	平成 29 年 2 月 28 日

居宅介護支援　すまいる倶楽部	桑名市長島町松ケ島 180-4	株式会社リライアンス	桑名市大仲新田 540-1　シティマンションエース 201 号室	居宅介護支援	平成 29 年 2 月 28 日
津市社協通所介護事業所（白山）	津市白山町川口 892 番地	社会福祉法人　津市社会福祉協議会	津市大門 7-15	通所介護	平成 29 年 3 月 31 日
津市社協通所介護事業所（白山）	津市白山町川口 892 番地	社会福祉法人　津市社会福祉協議会	津市大門 7-15	介護予防通所介護	平成 29 年 3 月 31 日
津市社協介護支援事業所（一志）	津市一志町井関 1792 番地	社会福祉法人　津市社会福祉協議会	津市大門 7-15	居宅介護支援	平成 29 年 3 月 31 日

三重県告示第 307 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

平成 29 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

指定介護機関の名称	申請（開設）者名	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
ケアプラン　元気の素	株式会社　元気の素	居宅介護支援	申請（開設）者の名称 事業所の名称	株式会社　元気ひろば ケアプラン　元気ひろば	株式会社　元気の素 ケアプラン　元気の素	平成 29 年 1 月 1 日
元気の素デイサービス	株式会社　元気の素	通所介護	申請（開設）者の名称 事業所の名称	株式会社　元気ひろば 元気ひろばデイサービス	株式会社　元気の素 元気の素デイサービス	平成 29 年 1 月 1 日
元気の素デイサービス	株式会社　元気の素	介護予防通所介護	申請（開設）者の名称 事業所の名称	株式会社　元気ひろば 元気ひろばデイサービス	株式会社　元気の素 元気の素デイサービス	平成 29 年 1 月 1 日
居宅介護支援事業所　あゆむ	株式会社デイサービスセンターあゆむ	居宅介護支援	所在地	尾鷲市光ケ丘 11 番 44 号	尾鷲市光ケ丘 1497 番地 2	平成 28 年 9 月 1 日
デイサービスセンターあゆむ	株式会社デイサービスセンターあゆむ	通所介護	所在地	尾鷲市光ケ丘 11 番 44 号	尾鷲市光ケ丘 1497 番地 2	平成 28 年 9 月 1 日
デイサービスセンターあゆむ	株式会社デイサービスセンターあゆむ	介護予防通所介護	所在地	尾鷲市光ケ丘 11 番 44 号	尾鷲市光ケ丘 1497 番地 2	平成 28 年 9 月 1 日
訪問介護事業所あゆむ	株式会社デイサービスセンターあゆむ	訪問介護	所在地	尾鷲市光ケ丘 11 番 44 号	尾鷲市光ケ丘 1497 番地 2	平成 28 年 9 月 1 日
訪問介護事業所あゆむ	株式会社デイサービスセンターあゆむ	介護予防訪問介護	所在地	尾鷲市光ケ丘 11 番 44 号	尾鷲市光ケ丘 149 番地 2	平成 28 年 9 月 1 日

三重県告示第 308 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

指定介護機関の名称	所在地	申請（開設）者名	申請（開設）者の主たる事務所の所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
訪問介護すまいる倶楽部	桑名市大仲新田 540-1　シティマンションエース 201 号室	株式会社リライアンス	桑名市大仲新田 540-1　シティマンションエース 201 号室	訪問介護	平成 29 年 2 月 28 日
訪問介護すまいる倶楽部	桑名市大仲新田 540-1　シティマンションエース 201 号室	株式会社リライアンス	桑名市大仲新田 540-1　シティマンションエース 201 号室	介護予防訪問介護	平成 29 年 2 月 28 日
居宅介護支援　すまいる倶楽部	桑名市長島町松ケ島 180-4	株式会社リライアンス	桑名市大仲新田 540-1　シティマンションエース 201 号室	居宅介護支援	平成 29 年 2 月 28 日
津市社協通所介護事業所（白山）	津市白山町川口 892 番地	社会福祉法人　津市社会福祉協議会	津市大門 7-15	通所介護	平成 29 年 3 月 31 日
津市社協通所介護事業所（白山）	津市白山町川口 892 番地	社会福祉法人　津市社会福祉協議会	津市大門 7-15	介護予防通所介護	平成 29 年 3 月 31 日
津市社協介護支援事業所（一志）	津市一志町井関 1792 番地	社会福祉法人　津市社会福祉協議会	津市大門 7-15	居宅介護支援	平成 29 年 3 月 31 日

三重県告示第 309 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 19 条の 8 の規定により、次のとおり指定病院を指定しました。

平成 29 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

指定病院の名称	所在地	指定期間	指定病床数
多度あやめ病院	桑名市多度町大字柚井 1702	平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで	20 床
北勢病院	いなべ市北勢町麻生田 1525	平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで	20 床
大仲さつき病院	員弁郡東員町穴太 2000	平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで	30 床
総合心療センターひなが	四日市市大字日永 5039	平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで	30 床
水沢病院	四日市市水沢町 638-3	平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで	20 床
鈴鹿厚生病院	鈴鹿市岸岡町 589-2	平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで	30 床
鈴鹿さくら病院	鈴鹿市中富田町中谷 518	平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで	10 床
久居病院	津市戸木町 5043	平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで	20 床
松阪厚生病院	松阪市久保町 1927-2	平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで	30 床
南勢病院	松阪市山室町 2275	平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで	20 床
信貴山病院分院上野病院	伊賀市四十九町 2888	平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで	30 床
熊野病院	熊野市久生屋町 868	平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで	30 床

三重県告示第 310 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 21 条第 4 項及び第 33 条第 4 項の規定による精神科病院として次のとおり認定しました。

平成 29 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

認定病院の名称	所在地	認定期間
久居病院	津市戸木町 5043	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで

三重県告示第 311 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 33 条の 7 第 1 項の規定により、次のとおり応急入院指定病院を指定しました。

平成 29 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

指定病院の名称	所在地	指定期間
多度あやめ病院	桑名市多度町大字柚井 1702	平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
大仲さつき病院	員弁郡東員町穴太 2000	平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
総合心療センターひなが	四日市市大字日永 5039	平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
鈴鹿厚生病院	鈴鹿市岸岡町 589-2	平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
三重県立こころの医療センター	津市城山 1-12-1	平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
独立行政法人国立病院機構榊原病院	津市榊原町 777	平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
久居病院	津市戸木町 5043	平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
松阪厚生病院	松阪市久保町 1927-2	平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
南勢病院	松阪市山室町 2275	平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
熊野病院	熊野市久生屋町 868	平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 312 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 29 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　登録年月日及び登録番号

平成 13 年 6 月 22 日　第 1 号

2　地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
津安芸農業協同組合	代表理事理事長　高村　憲治	津市一色町 211 番地

3　変更内容

農産物検査員の抹消

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
長谷川　浩一	[redacted]	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2414017
鈴木　浩紀	[redacted]	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2417025

三重県告示第 313 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 29 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　保安林予定森林の所在場所

熊野市五郷町湯谷字片枝滝 109 の 1、110

2　保安林指定の目的

土砂の流出の防備

3　指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に

供します。）

三重県告示第 314 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 の規定において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

平成 29 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種を定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 315 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

平成 29 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

第 1

1　道路の種類　一般国道

2　路　線　名　166 号

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延　長　メートル
松阪市飯南町粥見字欠ノ山 169 番 2 地先から 松阪市飯南町粥見字欠ノ山 166 番 1 地先まで	旧	23.40～42.25	177.50
	新	23.40～42.25	177.50

第 2

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　伊勢二見線

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延　長　メートル
伊勢市黒瀬町字間黒 666 番 6 地先から 伊勢市黒瀬町字下之切 1482 番地先まで	旧新	13.40～14.80	37.00
	新	1.50	43.00

第 3

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　上浜高茶屋久居線

3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延　長　メートル
津市白塚町字弁天 4938 番 2 地先内	新	12.40～27.43	707.99

第 4

1　道路の種類　県道
2　路　線　名　松阪第2環状線
3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延　長　メートル
松阪市上川町3899番1地先内	旧	5.80～16.50	56.50
	旧新	9.80	54.40

第 5
1　道路の種類　県道
2　路　線　名　茶屋町湯の山停車場線
3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延　長　メートル
三重郡菰野町大字菰野字床机本8349番14地先から 三重郡菰野町大字菰野字募4851番4地先まで	旧	3.70～14.50	832.60

第 6
1　道路の種類　県道
2　路　線　名　信楽上野線
3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延　長　メートル
伊賀市西高倉字官者6767番地先から 伊賀市小田町字下温井2346番2地先まで	旧	6.50～14.00	936.30
	新	6.00～46.00	936.30

第 7
1　道路の種類　県道
2　路　線　名　信楽上野線
3　道路の区域

区　　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延　長　メートル
伊賀市西高倉字官者6767番地先から 伊賀市小田町字大川原2373番1地先まで	旧	5.00～11.90	1,144.80
	旧新	6.00～46.00	1,123.10

三重県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

平成29年4月28日

三重県知事　鈴　木　英　敬

路　線　名	供　用　開　始　の　区　間	供用開始の期日
県道 亀山安濃線	亀山市本町一丁目52番1地先から 亀山市阿野田町字下垣戸3517番地先まで	平成29年4月28日
県道 伊勢二見線	伊勢市黒瀬町字間黒666番6地先から 伊勢市黒瀬町字下之切1482番地先まで	平成29年4月28日
県道 信楽上野線	伊賀市西高倉字官者6767番地先から 伊賀市小田町字下温井2346番2地先まで	平成29年4月28日

公　　告

三重県県税条例施行規則（昭和34年三重県規則第48号）第68条の8第1項の規定により届出のありました軽油引取税に係る免税証については、無効とします。

平成29年4月28日

三重県知事　鈴　木　英　敬

免税証の種類	用途	番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の名称
20ℓ券	漁船以外の船舶	81602219806～81602219813	8	平成28年10月16日～平成29年4月15日	株式会社熊野の杜

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成29年4月28日

三重県知事　鈴　木　英　敬

漕代土地改良区（松阪市早馬瀬町86番地2）

退任理事

松阪市高木町282番地　澤　広　美
〃　〃　32番地　田中尚則
〃　〃　314番地　中西幸雄
〃　稲木町1353番地　青木良文
〃　〃　391番地　西田和夫
〃　〃　1122番地　小山賢
多気郡明和町大字竹川764番地　副田慶博
松阪市早馬瀬町155番地1　山路晏通
〃　〃　333番地　松本進
〃　目田町153番地　前田行正
〃　〃　132番地　田所英雄
〃　〃　110番地　芳賀一也
〃　伊勢場町220番地　松田政見
〃　〃　209番地　西田敏和
〃　横地町456番地　村田祐一
〃　〃　455番地　村田均
〃　法田町170番地　村林廣治
〃　〃　423番地　鈴川宗男

退任監事

松阪市高木町286番地　山中匠
〃　早馬瀬町331番地　徳永文一
〃　横地町449番地1　伊藤哲夫

就任理事

松阪市高木町306番地　中西志朗
〃　〃　314番地　中西幸雄
〃　〃　286番地　山中匠
〃　稲木町690番地　池田雅彦
〃　〃　1132番地　加納弘睦
〃　〃　1366番地　阪井信夫
多気郡明和町大字竹川764番地　副田慶博
松阪市早馬瀬町248番地　青木俊文
〃　〃　277番地　西村典剛
〃　目田町116番地　田所満
〃　〃　331番地　前田勇
〃　伊勢場町220番地　松田政見
〃　〃　299番地1　松田哲一
〃　横地町438番地1　橘俊行
〃　〃　479番地　中西操
〃　法田町431番地　鈴木博文

松阪市法田町 502 番地　西　田　清　一
就任監事
松阪市高木町 32 番地　田　中　尚　則
〃　目田町 168 番地 1　池　田　直　実
〃　法田町 423 番地　鈴　川　宗　男

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 29 年 4 月 28 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

嬉野町三郷井土地改良区（松阪市嬉野宮古町 950 番地）
退任理事
松阪市嬉野天花寺町 483-1　森　田　二三生
〃　〃　89-1　山　際　定　郎
〃　〃　523　金　川　浩　忠
〃　〃　477　大　森　忠　治
〃　嬉野宮古町 1017　脇　田　信　親
〃　〃　992　小　畑　隆　彦
〃　〃　936　脇　田　義　己
〃　嬉野平生町 683　西　田　　豊
〃　〃　697-1　小　坂　　智
〃　〃　821-1　松　本　久　義
退任監事
松阪市嬉野宮古町 1005　上　田　俊　篤
〃　嬉野天花寺町 506　加　藤　弘　明
就任理事
松阪市嬉野天花寺町 352-1　中　島　啓　之
〃　〃　486　山　際　義　一
〃　〃　502　藤　井　　隆
〃　嬉野宮古町 950　津　村　善　博
〃　〃　953　稲　垣　克　哉
〃　〃　1018-4　脇　田　和　広
〃　嬉野平生町 805　豊　田　利　幸
〃　〃　752　前　橋　利　一
〃　嬉野中川町 1202　本　田　勝　哉
就任監事
松阪市嬉野天花寺町 478-1　藤　井　亨　一
〃　嬉野平生町 16-2　田　端　孟　雄

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 29 年 4 月 28 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

豊浜土地改良区（伊勢市西豊浜町 3044-10）
退任理事
伊勢市西豊浜町 3044-6　野　呂　保　範
〃　磯町 952　荻　田　政　人
〃　東豊浜町 3676　北　河　規　男
就任理事
伊勢市西豊浜町 3044-6　野　呂　保　範

伊勢市磯町 952　荻　田　政　人
〃　東豊浜町 1004　山　中　甚一郎

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 29 年 4 月 28 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

市木川沿岸土地改良区（南牟婁郡御浜町大字下市木 919 番地 10）

退任理事

南牟婁郡御浜町大字下市木 2398 番地	浦　狩　　豊
〃　〃　〃　918 番地 4	下　　政　行
〃　〃　〃　921 番地	中　村　眞　吉
〃　〃　〃　3627 番地 1	西　　洋　一
〃　〃　大字上市木 2443 番地 2	東　　康　高
〃　〃　大字下市木 2438 番地	桧　作　正　秀
〃　〃　大字上市木 1825 番地 4	上　西　政　敏
〃　〃　〃　1938 番地	榎　本　義　秋
〃　〃　〃　2162 番地	倉　本　弘　範
〃　〃　〃　2222 番地 1	松　原　伸　安
〃　〃　大字神木 1890 番地 2	中　門　　毅
〃　〃　〃　386 番地 3	中　納　　誠
〃　〃　大字下市木 3323 番地 1	﨑久保　賢　一
〃　〃　〃　3620 番地	中　尾　　博
〃　〃　大字阿田和 6120 番地	東　地　正　登

退任監事

南牟婁郡御浜町大字下市木 3846 番地	北　嶋　　開
〃　〃　大字上市木 2257 番地	岡　本　八十八
〃　〃　大字神木 1983 番地	西　　廣
〃　〃　大字阿田和 6120 番地	中　垣　卓　巳

就任理事

南牟婁郡御浜町大字下市木 2398 番地	浦　狩　　豊
〃　〃　〃　918 番地 4	下　　政　行
〃　〃　〃　921 番地	中　村　眞　吉
〃　〃　〃　3627 番地 1	西　　洋　一
〃　〃　大字上市木 2443 番地 2	東　　康　高
〃　〃　大字下市木 2438 番地	桧　作　正　秀
〃　〃　大字上市木 1825 番地 4	上　西　政　敏
〃　〃　〃　1938 番地	榎　本　義　秋
〃　〃　〃　2162 番地	倉　本　弘　範
〃　〃　〃　2222 番地 1	松　原　伸　安
〃　〃　大字神木 1890 番地 2	中　門　　毅
〃　〃　〃　386 番地 3	中　納　　誠
〃　〃　大字下市木 3323 番地 1	﨑久保　賢　一
〃　〃　〃　3620 番地	中　尾　　博
〃　〃　大字阿田和 6120 番地	東　地　正　登

就任監事

南牟婁郡御浜町大字下市木 3846 番地	北　嶋　　開
〃　〃　大字上市木 2257 番地	岡　本　八十八
〃　〃　大字神木 1983 番地	西　　廣
〃　〃　大字阿田和 6120 番地	辻　　郁　夫

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、茅広江土地改良区（松阪市茅原町 2385 番地）の定款の変更を認可しました。

平成 29 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定により、次の基本測量が平成 29 年 3 月 31 日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

平成 29 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　作業種類

基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」修正測量及び「国土広域情報」修正測量）

2　作業地域

県内全域

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 29 年 3 月 30 日に終了した旨、鈴鹿市長から通知がありました。

平成 29 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　作業種類

公共測量（基準点測量）

2　作業地域

鈴鹿市神戸四丁目及び同市弓削一丁目

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 29 年 2 月 28 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

平成 29 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　作業種類

公共測量（2 級基準点測量及び 4 級基準点測量）

2　作業地域

尾鷲市賀田町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 29 年 3 月 17 日に終了した旨、亀山市長から通知がありました。

平成 29 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　作業種類

公共測量（道路台帳補正業務）

2　作業地域

亀山市

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 29 年 3 月 24 日に終了した旨、亀山市長から通知がありました。

平成 29 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　作業種類

公共測量（公共基準点復旧）

2　作業地域

亀山市みどり町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 29 年 3 月 3 日に終了した旨、いなべ市長から通知がありました。

平成 29 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　作業種類

公共測量（基準点測量）

2　作業地域

いなべ市藤原町下野尻及び同町川合

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成 29 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 29 年 4 月 7 日	伊勢市上地町字上荒切 4825	松阪市愛宕町 836-31 カインド・ファクトリー株式会社 代表取締役　中　西　　秀
平成 29 年 4 月 10 日	亀山市川合町字八ツ八 846-1 ほか 14 筆ほか 4 筆の一部ほか	津市幸町 27-35 株式会社ランド・二十一 代表取締役　西　浦　義　樹
平成 29 年 4 月 10 日	亀山市布気町字八輪 477-1 ほか 4 筆ほか	亀山市布気町 634-1 株式会社三谷不動産 代表取締役　三　谷　晃　正
平成 29 年 4 月 12 日	多気郡明和町大字有爾中字高田 213-3 ほか 59 筆ほか	伊勢市御薗町長屋 2136 株式会社とよはた 代表取締役　中　野　史　紹
平成 29 年 4 月 12 日	桑名郡木曽岬町大字和泉 59 の一部ほか 2 筆の一部	愛知県弥富市前ケ須町東勘助 168-1 ブラン・ルピナスＣ203 竹　内　友　章
平成 29 年 4 月 12 日	松阪市鎌田町字西沖 962-1 ほか 10 筆ほか	四日市市日永五丁目 1-3 株式会社スズキ自販三重 代表取締役　関　根　行　孝

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 29 年 4 月 28 日

三 重 県 警 察 本 部 長　　難　　波　　健　　太

1　入札に付する事項

(1)　賃貸借契約の案件名

微量薬物分析システム賃貸借契約

(2)　契約の特質等

賃貸借物品の性能に関し、三重県警察本部長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3)　納入期限

平成 29 年 7 月 31 日（月）

(4)　履行場所（納入場所）

三重県警察本部刑事部科学捜査研究所

2　入札参加者及び落札者に必要な資格

(1)　競争入札参加資格

ア　当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 号第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2)　落札資格

ア　三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ　三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ　三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3　入札に関する事項

(1)　本件入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2)　本件入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3)　調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4)　調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5)　調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4　入札者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書等を平成 29 年 5 月 16 日（火）12 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1)　三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書

(2)　消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3　未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

(3)　三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

5　入札手続等に関する事項

(1)　担当部局

〒514-8514　三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課用度係　担当　大松、渡部

電話　059-222-0110（内線）2261、2265　　ファクシミリ　059-226-9917

(2)　契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3)　調達システム担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班

電話　059-224-2785/2787　　ファクシミリ　059-224-2784

(4)　調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成 29 年 6 月 8 日（木）まで調達システムにより提供します。

(5)　入札参加資格確認結果の通知

平成 29 年 5 月 26 日（金）までに通知します。

(6)　入札書提出の日時及び場所

ア　調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成 29 年 6 月 8 日（木）14 時まで

イ　書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時　平成 29 年 6 月 8 日（木）14 時まで

なお、津塔世橋郵便局へは平成 29 年 5 月 29 日（月）から同年 6 月 8 日（木）14 時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0004　三重県津市栄町一丁目 850 番地

宛　先　津塔世橋郵便局留め

受取人　三重県警察本部警務部会計課用度係

案件名　微量薬物分析システム賃貸借契約入札書在中

(7)　開札の日時及び場所

日時　平成 29 年 6 月 8 日（木）14 時 10 分

場所　三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課

(8)　入札方法等に関する事項

ア　入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ　入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ　契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ　落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ　入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6　その他

(1)　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2)　契約書作成の要否

要

(3)　入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4)　苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5)　申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6)　本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7)　本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7　Summary

(1)　Subject Matter of the Contract:

Lease of Triple quadrupole mass spectrometer for liquid chromatograph, 1 set

(2)　Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Thursday,June 8, 2017.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday,May 29,2017 and 2:00 P.M. on Thursday,June 8, 2017.

(3)　Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Thursday,June 8, 2017.

(4)　Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department,Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code:514-8514

TEL: 059-222-0110　(EXT. 2261,2265)

FAX: 059-226-9917

お知らせ

旧三重県県税条例施行規則（昭和 34 年三重県規則第 48 号）第 3 条に規定する証票について、次のものを無効とします。

平成 29 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

証票の名称及び番号	証票に記載された所属及び氏名
検税吏員証　第 21 号	三重県自動車税事務所　宇佐美　明保

発行　三　　重　　県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/